

行政手続法検討会開催要領

1 目的

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、「行政手続法施行後10年間の運用状況を踏まえ、速やかに行政立法手続等を含めた行政手続法の見直しを行う」としたことを踏まえ、第三次行革審で将来の課題とされた行政立法手続の法制化等について、総務大臣の下に検討会を開催し、有識者による専門的な検討を行う。

2 会議

総務大臣が開催する検討会とし、行政手続法等諸制度に関し、専門的かつ優れた見識を有する者（別添参照）に参集を求めるものとする。

3 運営

- (1) 会議は座長が召集することとし、平成16年11月を目途として、月1回程度開催するものとする。
- (2) 座長は会議を主宰し、座長に事故あるときは、あらかじめその指名する座長代理がその職務を代行するものとする。
- (3) そのほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定めるものとする。

4 庶務

検討会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課行政手続室において処理するものとする。